

国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「ヘーゲル『法哲学』と市民法学の原理」

小林 正士

## 博士論文要旨

平成 25 年 4 月 23 日(火)

国士舘大学大学院法学研究科

博士課程 小林 正士

私の博士論文の題目は、「ヘーゲル『法哲学』と市民法学の原理」である。主要な課題を一言でいえば、法学界におけるヘーゲル『法哲学』の意義を、明らかにしようとする試みである。本論文は、三部から成る。以下、これに即して、要旨を述べたい。

第一部では、若きヘーゲルの思想とヘーゲル『法哲学』に関して、論じるものである。若きヘーゲルは、カント道徳哲学を、自らの理論に不可欠ものとして、忠実に取り入れる。これは、私たち一人ひとりが、意志の自由・自律・自立を有する主体であるということ、確立するという考えである。さらに若きヘーゲルは、カントを超え出る自らの哲学を提示する。それは、意志の自由・自律・自立を有する主体を、個人の内面だけに確立させるのではなく、他者、法（法律）、国家、市民社会、家族との関係の中で、実現してこそ、それが、人間の具体的な自由に結びつくものであるとする考えである。ヘーゲルは、この哲学を、後年の『法哲学』における基本原理、基礎理論としている。即ち、この原理は、法体系の中でこそ実現、貫徹されなければならないものとして位置づけられるのである。

第二部では、第一部のヘーゲル『法哲学』の基本原理を、積極的に、法学の理論の中に組み込もうとする学問的構えを有している「市民法学」に関して論じる。市民法学は、戦後の法社会学論争の議論の中で提起された問題、即ち、「民主主義」、「市民社会の理論」を、どう法学の理論の中に組み込むかという問題を、自覚的に受けとめ、形成されてきた。これは、法・国家・市民社会の関連性を明らかにすることでもある。そして、この三者の関連を、存在構造と、価値・理念という側面から明らかにする。前者では、法・国家・市民社会を、歴史貫通的、私的所有制的、資本主義独自の規定・要素を有する三層構造として把握し、三者の関連を明らかにする。後者では、この三層構造を踏まえて、諸個人が自由・平等・自立（自律）した主体であることの基盤である市民社会、これを国家制度として保障する民主主義国家、さらに、法的に保障していく市民法原理の意義を明らかにする。

第三部では、ヘーゲル『法哲学』をめぐるドイツにおける諸研究を紹介し、これを市民法学原理の観点から、検討する。考察の対象になるのは、K.-H. Ilting、Bruno Liebrucks、Norbert Bobbio、Manfred Riedel らの『法哲学』に関する所説である。共通して明らかにされることは、第一部で論じたヘーゲルの基本原理・理論、即ち、端的に言えば、主体性の原理と共同性の原理が、法・国家・市民社会の関連の中で、実現されるという理論的視角の有する意義が、前記の研究者によって基礎づけられるということである。そして、このヘーゲル『法哲学』の基礎原理・理論は、市民法学の原理と、内在的に結びついているということである。この考察は、法学の領域において、ヘーゲル『法哲学』の有する意義を、示そうとする試みであり、同時に、これまでの市民法学の学問的潮流に立って、新たに、一石を積み重ねようとする試みである。以上が、私の博士論文の要旨である。

平成26年1月14日

## 学位論文の審査結果の要旨

該当者 国士舘大学大学院法学研究科 法学専攻 博士課程 法哲学専攻

学籍番号 11-DF001

氏名 小林 正士

### I. 本論文の概要

1. 本論文は、その題名から窺われるように、二つの事柄を言わば二本の大黒柱として、議論を組み立てている。すなわち、ヘーゲル『法哲学』と市民法学原理である。この二本の大黒柱は、本論文の基本的骨格を成すものではあるが、この二つは、静態的なものではなく、相互に緊密に関係づけられる動態的なものである。著者の関心は、哲学プロパー的にヘーゲル『法哲学』について精密な解釈を展開するというのではなく、あくまで法学の立場から、ヘーゲル『法哲学』の理論的意義を探ろうとするところにある。そして、この法学の立場は、本論文では、特に、「市民法学」が選択され、この観点から、ヘーゲル『法哲学』から市民法学に資する諸論点を見出そうとしている。

著者が、何故、数ある法学の潮流の中から市民法学を取り出したのか。本論文でも述べられているように市民法学は、諸他の法学とは異なり、まず第一に、国民・市民一人一人の内面的自由の確立、すなわち、主体性の原理を、第二に、そのような内面的に自由な諸個人による連帯的な共同性の実現、すなわち、共同性の原理を、方法論的に自覚的に自らの学問的柱としているからである。著者は、以上の二つの原理に基本的に賛同しつつ、この二つの原理に即して、その理論的、歴史的意味を探りつつ、ヘーゲル等の諸論議を検討する。

2. 以上の視座から、著者は、第一部において、第一章・第二節の中で、若きヘーゲルの思索の歩みとカント道德哲学との関係を、ヘーゲルの初期宗教諸論稿に即して検討し、第二章において、ヘーゲルの時事論文を取り上げ、検討を加えている。

第一章・第二節では、若きヘーゲルの「民族精神とキリスト教」論稿、「イエスの生涯」論稿、「キリスト教の実定性」論稿、「キリスト教の運命とその精神」論稿が取り上げられ、市民法学における主体性の原理の観点から論ぜられる。第二章・第二節以下では、『カル親書訳』、「ヴェルテンベルクの最近の内情について」論稿、『ドイツ憲法論』、「一八一五年および一八一六年におけるヴェルテンベルク国王地方民会の討論」論稿、「イギリス選挙法改正案について」論稿に即して、市民法学の観点から検討が加えられている。

以上のように、著者は、若きヘーゲル時代も含め、全体的にヘーゲルの歩みを視野に入れ、それと相即的に市民法学の原理の理論的意味を探ろうとする。

そして、このことを踏まえて、第三章において、『法哲学』を取り上げ、その論理的

構成を明らかにしながら、市民法学の視座の持つ意味を明確にしようとする。その際、著者は、『法哲学』における市民社会論と国家論に着目する。すなわち、市民社会論に関して、特に主体性の原理に即して、国家論に関して、特に共同性の原理に即して、検討を加える。その結果、ヘーゲル『法哲学』は、市民法学の二つの原理を、広範に、

(1)

理論的に、全体的に述べているものとされる。

3. 第二部では、第一部の論理の運びを踏まえつつも、特に、市民法学の原理の在り方に、著者は、視点を据える。

著者は、ここでは、ヘーゲル『法哲学』の内在的検討を踏まえて、『法哲学』での市民社会論を、特に取り上げ、その構造を分析しようとする。その際、著者の前提となっているのは、従来の市民法学の理論的成果である、法、国家、市民社会の三つの規定・要素、すなわち、歴史貫通的規定・要素、私的所有制的規定・要素、資本主義独自の規定・要素というパラダイムである。このパラダイムの有用性を検討すべく、著者は、マルクスの論稿を辿っていく。すなわち、『ドイツ・イデオロギー』、『経済学・哲学草稿』、『経済学ノート』、『経済学批判要綱』である。以上の諸著作の検討を通じて、マルクスの市民社会分析の視点に、ヘーゲル出自の哲学的観点の貫徹も見られることをも、本論文は、市民法学における歴史認識という形で論じ、第一部での論述との内在的関連を論証する。

4. 第三部においては、特に第一部で論じられたヘーゲルの理論に関して、ドイツにおける研究者達の未邦訳の所説を紹介することを通じて、市民法学の二つの原理の理論的重要性を検討する。

まず、カール＝ハインツ・イルティンク「ヘーゲル法哲学の構造」論稿である。著者は、イルティンクの、ヘーゲル国家論、ヘーゲルの主権問題、ヘーゲル市民社会論を取り上げ、そこでのイルティンクの捉え方を、市民法学の観点から評価を加え、イルティンクの視点が、市民法学の観点と相即的であることを明らかにする。

第二に、ブルーノ・リーブルックス「ヘーゲルにおける法、道徳、人倫」論稿における法の理念、ヘーゲル法哲学の出発点としての意志論の議論の検討を通じて、著者は、市民法学における自由論と相通じることを明らかにする。

第三に、ノルベルト・ボッピオ「ヘーゲルと自然法論」論稿である。本論稿において、ボッピオが検討を加えている、ヘーゲルの人倫概念について紹介し、ボッピオの「ヘーゲルとホップズ」論、「ヘーゲルとルソー」論を検討し、市民法学の観点から、ボッピオ説が、重要な示唆を与えていることが、述べられる。

最後、第四に、マンフレッド・リーデル「ヘーゲル法哲学における自然と自由」論稿を、著者は取り上げる。著者は、ヘーゲル『法哲学』と近代自然法論に関するリーデルの論理を辿り、法と自由との関連、市民社会と国家との関連に関するリーデルの論述の中に、市民法学と相通ずる点を見出すことができると論じる。

5. 本論文の結語において、著者は、本論文の学問的成果について、改めてまとめ、今後の課題、すなわち、本論文における種々様々な論点について、一層具体化し、深化させることを述べ、本論文を終える。

## II. 本論文の評価

1. 本論文は、以上の概要からも分るように、非常に広大な範囲を対象とし、加えて、取り上げ検討している古典は、カント、ヘーゲル、マルクスといった第一級のも

### (2)

のであり、さらに、それらの古典を、市民法学の観点から読み解こうという壮大とも言うべき構想力をもって書かれている。

法哲学という学問領域にかかわらず、現代の法学の各法領域において、非常に細かな狭い問題領域に研究の視野を限定する傾向が、ややもすれば見られる学問状況（精密な細やかな諸研究の長所を否定するものではない）を前にすれば、本論文の構想は、それだけでも現在の法哲学界にとって、極めて刺激的な意味をもつであろう。この点は、審査委員の永尾孝雄教授も指摘するところである。

2. 本論文の第一部に関してであるが、著者は、先行する諸業績を丹念に追思惟し、自らのパラダイムの形成を目指している。法哲学の領域では、ややもすると、ヘーゲル『法哲学』に議論が集中しがちであるが、本論文において検討されている、若きヘーゲルの初期神学論稿は、『法哲学』を読み解く際に、重要な思索の源となるものである。この点、著者のアプローチは、オーソドックスなものであり、評価に値する。

そして、初期神学論稿との理論的つながりの中で、本論文では、『法哲学』を、自由論、市民社会論、国家論に即して、分析している。著者も、本論文の中で例を挙げて述べているが、我が国の法学界においては、ヘーゲルの言説が、適切に理解されていない。特に、市民社会論について、誤りとも言うべき理解が、公然と述べられたりする。本論文は、そうしたヘーゲル理解の水準を、一步引き上げることに資するであろう。

3. 本論文の第二部について、である。著者は、ヘーゲル『法哲学』における市民社会論の経済学的分析、市民社会の解剖学としての経済学、という理論的文脈から、マルクスの言説を追思惟している。この個所は、我が国における市民法学の先行諸業績のパラダイムに沿って、検討が進められている。その点で、特段に、著者の独自の観点が出されているわけではない。しかし、「ヘーゲルとマルクス」という問題圏域は、我が国法哲学界においても現在でも重要なものであり続けているし、未開拓な分野も残されている。こうした現下の学界状況を前提にすれば、果敢にこうした問題に取り組もうとする姿勢は、評価に値する。

他面、著者の言う、主体性の原理と共同性の原理という観点からすれば、初期マルクスのヘーゲル法哲学に関する検討を欠いているのは、惜しまれる。このことは、審査会でも指摘されたことである。今後の検討を待ちたい。

4. 本論文の第三部について、である。著者は、以上の本論文の構想、すなわち、主体性の原理と共同性の原理との相互関連性、という観点が、ヘーゲル『法哲学』に関するドイツ語文献の中に看取できるかどうか、を検討している。ここでの検討の対象となっている文献は、現在の我が国の諸研究においても注目され、触れられていたりはあるが、本論文のように、本格的に検討されたものは、管見の限り、無い。

この意味で、本論文の白眉とも言うべき個所である。取り上げられているイルティング、リーブルックス、ボッピオ、リーデルは、『法哲学』研究でも最前線に立つ研究者達であるが、これらの所説を検討し、その中に、我が国の市民法学の基本的論理と相響き合う点がある、ということ、明らかにしたのは、我が国法哲学界にも重要な寄

(3)

与を成すものと高く評価し得る。本論文の持つ重要な寄与については、審査会においても、審査委員の永尾孝雄教授より、極めて高い評価を受けたことを、付記する。

### Ⅲ. 結論

以上の審査の結果、本論文は、審査委員三名の全員一致をもって、国士館大学における博士（法学・国士館大学）の学位を受けるに値するものと、認める。

以上

(4)

最終試験の審査結果の要旨

法学研究科 博士課程 法哲学専攻 学籍番号 11-DF001 氏名 小林 正士

I. 平成25年12月17日(火)、午後2時30分～午後4時30分、本学8号館教室において、主任審査委員 篠原 敏雄、審査委員 福永 清貴、審査委員 永尾 孝雄(熊本県立大学)の三名の審査委員の出席の下、小林正士氏に対する、最終の審査会が、行われた。

まず、小林氏より、本博士論文の概要について、論文の目次に沿って、詳細な説明がなされた。

次に、以上の小林氏の説明に対して、三名の審査委員より、順次質問等がなされ、小林氏より、回答がなされた。

以上の手続きを経て、小林氏退席後、三名の審査委員が合議し、学位論文として、合格であること、また、面接の応答においても学位論文請求者として、合格であること、特に、学位論文第三部のドイツ語文献の読解の語学力について高く評価されること、という合意、決定がなされた。

2. 結論。

以上の通り、上記三名による、小林氏に対する最終審査会における最終試験の実施の結果、小林氏を合格とする。

以上